

有地二二反〇二七歩が三五反九〇二歩になり、その増歩地は四町五反三畝二一歩である。この増歩は明らかに一割を越えるから、当時の谷地・河原などの散在していたことが、よくうかがわれる。その以前の地形を、まだまだぶたにうかが得る古老も多い筈である。

二、農業構造改善事業着手の基点中荒井地区の実施

1、実施計画 戦後の日本に於ける社会経済情勢の急激な変化により、政府は施策としても、近代的農業経済の合理化をはかる基礎として、土地基盤の整備・開発を促進するため、農業構造改善事業を起し、土地改良法の一部を改正して、政府補助事業としてこれ着手した。その見本的なものとして、先駆のように、北会津村は昭和三十六年に農業構造改善事業計画の認定を受け、三十八年その第一次事業を中荒井地区で着手した。

その内容を詳述することは容易でないが、中荒井村で参加農家戸数五一戸、作付面積八四・四ヘクタール、二日町二〇戸、二一・三ヘクタール、今和泉一三戸、一五・五ヘクタール、東麻生九戸、七・八ヘクタール、下米塚二六戸、二二・六ヘクタール、計一九戸で、一五一・六ヘクタールに対して実施計画をたてた。

この事業は全国的にも一つの試作的のもので、北会津村としては、全く自然のつくった旧鶴沼川扇状地に対する画期的な、自然に人間がいどむ大事業となるわけで、五億数千万円を費して、十年で完了しようとする、その着工の糸口を求めるようなものであった。

どうして最初に中荒井地区を選んだかは、大正時代に北半には耕地整理が試みられたが、南半には殆ど及ばなかった。その中間地域で、水系からみても、村としての位置、地元の構造改善の熱意、即ち大圃場整備と農地の集団化経営、近代化施設に、村人の同意を得られたためによるであろう。その対象面積は約一〇〇ヘクタール以上